

平成25年第4回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

---

開 会 平成25年12月10日

閉 会 平成25年12月12日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（12月10日）

---

出席議員 6名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
7番	山舘清剛君	8番	木村修君

---

欠席議員 1名

6番 青木倉元君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
会計管理者	小松生佳君
総務課長	坂本亮君
税務課長	越田茂弘君
住民課長	山谷美代子君
健康福祉課長	佐井邦彦君
教育長職務代行者 教育課長	坂本勝教君
産業振興課長	坂本勲君
建設課長	柿崎真人君
農業委員会事務局長	大川誠治君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次長	佐 藤 一 仁 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

2 番	藤 田 修 一 君
3 番	森 弘 美 君

---

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 施政方針・行政報告

第 5 報告第 1 8 号 平成 2 5 年度蓬田村一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分に  
ついて

第 6 議案の上程・提案理由の説明

議案第 6 6 号 蓬田村戸建て住宅条例の一部を改正する条例案

議案第 6 7 号 平成 2 5 年度蓬田村一般会計補正予算（第 9 号）案

議案第 6 8 号 平成 2 5 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 2  
号）案

議案第 6 9 号 平成 2 5 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
案

議案第 7 0 号 平成 2 5 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案

議案第 7 1 号 平成 2 5 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3  
号）案

議案第 7 2 号 蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 7 3 号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 7 4 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部  
を改正する条例案

議案第 7 5 号 蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の制定について

- 議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第7 議案第66号 蓬田村戸建て住宅条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第73号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第74号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第75号 蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第11 議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第12 請願第2号 来年4月からの消費税率引き上げの中止を求める意見書に関する請願書
- 第13 請願第3号 介護保険制度改革の中止を求める意見書の提出に関する請願書

午前9時45分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は6名で定足数に達していますので、これより平成25年第4回蓬田村議会定例会を開会いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番藤田修一君、3番森 弘美君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から12月12日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの3日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る10月22日、久慈修一議員が蓬田村長選挙立候補のため、村議会議員を失職いたしました。

次に、監査委員より、12月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第2号看護師等の夜勤労働改善・大幅増員を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長職務代行者、会計管理者、各課長並びに農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 施政方針・行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私から施政方針について述べさせていただきます。

まず初めに、議長のお許しを得まして、去る10月27日執行の村長選挙におきまして、村議会議員各位並びに村民各位のご支援をいただき、当選の榮に浴しましたことは、この場をお借りして感謝を申し上げる次第でございます。私の施政方針を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、国内外の政治情勢はめまぐるしく変化しております。特に内政では、TPP参加交渉の行方、消費税増税の実施決定、そして稲作、減反政策の廃止決定など、我が村でも決して楽観視できるような状況にはございません。我が村のみならず、少なくとも青森県全体に相当な影響を及ぼすものと考えてございます。

加えて社会情勢は、少子高齢化がどんどん進み、我が村でも高齢化率が32%と言われております。人口減少は村財政を縮小させるのみではなくて、地域の活力を失わせ、この結果、効果的な事業実施を行えなくなり、ますます地域が崩壊していくような予感がしてなりません。

私はこのような危機感を抱きながら今回の選挙において、村民の皆様、さまざまな公約を掲げて、村政改革を訴えてまいりました。そして、村政運営の目標として「夢と希望あふれるあずましい村づくり」を掲げました。これを実現するための方策は次のとおりでございます。

まず第一番目は、地域活性化をいかに行うかでございます。

第一次産業の振興に力を入れるということはもちろんのことでございますけれども、これだけでは地域は活性化できないと思うのであります。あらゆる産業の振興を自分たちの足元から見直し、地場産業の育成に力を注いでいくという所存でございます。このための重要な要素として、インターネットなどの情報通信を利用した販売網の構築、加工場の建築や第三セクターの経営改善によるさらなる振興、新たな産業おこしを進めなければならないと思っております。

また、懸案の事項でございますホタテ養殖残渣処理、野生猿の被害対策、稲わらペレ

ット製造、こういった問題に対しては、緊急に課題を解決することに全力を注ぐ所存で  
ございます。

2番目は、人の活性化をいかに行うかでございます。

産業振興をあらゆる観点から進めてまいります、それを進める人をいかに育成確保  
していくかということが非常に重要な問題となっております。単なる教育による人材育  
成という問題ではございません。特に、若い人たちが夢と希望を持って、この村を生き  
ていくために、今取り組んでいることを支援し、さらに将来を切り開いていく意欲を持  
ち続けるよう人を育成する政策が急務でございます。さらに、すばらしい能力を持ち、  
意欲ある退職者の皆さんに、ぜひとも活躍の場を提供したいと考えております。

3番目は、生活基盤整備でございます。

生活環境整備は、定住するための最も基本的な条件でございます。未整備の生活道路  
を整備し、排水路の点検整備をし、さらには除排雪対策など、快適な生活環境を確保し  
てまいります。特に産業振興とかかわりがある光通信、光ファイバーの整備は、情報通  
信の普及が著しく、生活の中では不可欠なものとなってきております。このため、でき  
るだけ早期にこれを整備するよう努力してまいります。

また、冬季間の生活の確保のための除排雪体制には、万全を期してはおりますが、行  
き届かない点多々出てくると思います。できる限り村民の皆様のご要望にお応えでき  
るよう、今後も改善をしながら努力してまいります。

4番目は、住民生活の安心安全対策でございます。

保健、医療、福祉、介護、これらの各分野にわたって、現在の水準を確保し、さら  
には、村民の要望に応じていくことは言を待たないところでございます。しかしながら、  
国の政策変更により、制度の内容が見直されるということが昨今の新聞等で伝えられて  
ございます。これに伴う変更がどのようなことになったとしても、村民の命と財産を守ること  
が行政に課せられた使命でございますので、絶えず村民の幸せを念頭に置き、安心安全  
政策を進めてまいります。

5番目は、教育の充実についてでございます。

人づくりの基本は教育にあることは申すまでもないところではございますが、学校教  
育はもちろんのこと、幼児教育、家庭教育、社会教育の充実を力を注ぎ、地域教育力の  
向上を図るよう努めます。学校教育におきましては、生き生きと、そして伸び伸びと成  
長できる環境を整備する所存でございます。

また、生涯学習の推進は、地域活性化にとって大変重要な役割を持っておりますので、このための条件整備に尽力をいたします。このほかに、行政需要はたくさんございます。それぞれ村民の目線に立って、皆様とお話をしながら行政を推進してまいります。

また、これらの行政運営を推進しているのが職員の皆さんでございます。村民主体の行政であるということを感じていただき、行ってよかった、相談してよかったと感ずるような行政組織づくりに進めてまいります。村政運営の基本は、健全なる財政と、効率的な運営でございます。この基本を守りながら、さらには行財政改革を進め、村民憲章にある明るく、豊かで、住みよい村づくりにまい進してまいります。

村議会議員各位並びに村民各位のご指導、ご鞭撻を申し上げて施政方針といたします。次に、行政報告をさせていただきます。

私が登庁して依頼の、以後のことを報告いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

11月11日に初登庁をいたしました。

11月18日、国道280号バイパス建設期成同盟会総会が外ヶ浜町役場で開催されました。

11月20日、外ヶ浜地区交通地区安全総決起大会が本村ふるさと総合センターで開催され、出席いたしました。

11月21日、東郡老人福祉大会が平内町で開催され、出席をいたしました。

11月22日、青森県高規格道路建設及び道路建設促進青森県総決起大会が青森市で開かれまして、これに出席いたしました。

11月27日、「未来デザイン県民会議こんにちわ知事です」という催しがありまして、蓬田小学校に知事が来村いたしました。これに同席させていただきました。

11月29日、東郡社会福祉大会が本村ふるさと総合センターで開催され、出席をいたしました。

12月7日、蓬田村連合PTA研修会が本村ふるさと総合センターで開催され、これに出席をいたしました。

以上のとおりに行政報告をいたします。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

○議長（木村 修君） 日程第5、報告第18号平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分についての報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第18号平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めます。

提案理由、地方税法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

平成25年度蓬田村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,507万4,000円とする。

次に、5ページをお開きいただきます。

歳入の部分でありますけれども、普通交付税90万円、国庫支出金国庫負担金として現年災補助災害復旧事業費負担金として170万2,000円を計上しております。

歳出については、担当課により説明をさせていただきます。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） では、私からご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

上段2目道路橋りょう災害復旧費255万6,000円を計上しておりますが、これは高根地区の道路の国庫補助災害復旧費でございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第18号は承認することに決定されました。



○議長（木村 修君） 日程第6、議案の上程。今期定例会に提出されております議案11件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、平成25年蓬田村議会第4回定例会の開催に当たり、提案いたしました議案11件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第66号蓬田村戸建て住宅条例の一部を改正する条例案は、戸建て住宅団地の解体に伴い関係条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

議案第67号平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして国庫支出金1,257万9,000円、諸収入3,000万円などを増額し、繰入金930万円などを減額しております。

次に、歳出の主なるものとして総務費2,908万6,000円などを増額し、衛生費669万3,000円などを減額しております。このほかの科目におきましても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出とも4,089万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ21億7,597万2,000円となるわけであります。

議案第68号、平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入では、繰入金25万4,000円を減額し、繰入金33万2,000円を増額しております。歳出では、総務費7万8,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに7万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,934万円となるわけでございます。

議案第69号、平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入では、療養給付費等交付金410万円などを増額しております。歳出では、保険給付費794万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに794万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億9,867万円となるわけであります。

議案第70号平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、収入では国庫支出金583万2,000円、支払基金交付金655万2,000円などを増額しております。歳出では、保険給付費2,184万円などを増額しております。

この結果、歳入歳出ともに2,382万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億1,542万4,000円をなるわけであります。

議案第71号平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入では、繰入金90万2,000円を増額しており、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金90万2,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに90万2,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,772万7,000円となるわけであります。

議案第72号蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

議案第73号蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案並びに議案第74号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案、以上の2件の議案についてであります。平成26年度より、蓬田村特別職職員及び教育長の期末手当の支給率を引き下げるため提案するものであります。

議案第75号蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、平成26年1月1日より、蓬田村特別職職員の給与を減額するため、提案するものであります。

議案第76号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組規約の変更については、平成26年4月1日から構成団体として弘前地区消防事務組合を加入させることに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

---

日程第7 議案第66号 蓬田村戸建て住宅条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 次に、議案の審議を行います。

日程第7、議案第66号蓬田村戸建て住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第66号蓬田村戸建て住宅条例の一部を改正する条例案。

この改正案は、戸建て住宅団地の解体に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

第3条第1号を削り、第2号を第1号とするものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第73号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第8、議案第73号蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第73号、蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、平成26年度より、蓬田村特別職職員の期末手当の支給率を引き下げるため提案するものである。

次のページをお開きいただきます。

蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

6月及び12月の期末手当ですが、第3条第2項中「100分の140」を「100分の135」に、「100分の155」を「100分の150」に改める。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第74号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第74号教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育長職務代行者教育課長（坂本勝教君） 議案第74号教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

内容につきましては、前の議案第73号と同じです。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第75号 蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第75号蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 私から説明を申し上げます。

蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の制定について。

蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例を次のように定めます。

提案理由としましては、平成26年1月1日より、蓬田村特別職職員の給与を減額するために提案するものでございます。

次のページをお開きいただきます。

次のページには、特例条例として載ってございますけれども、第2条を特にご説明申し上げます。第2条は月額を定めてございます。村長が現在63万円の月額でございますが、これを50万4,000円にする。また、副村長については、月額現在49万5,000円でございますけれども、これを45万円とするものでございます。さきに提案いたしました期末手当等の額につきましても、この今ご説明申し上げた額で試算することになります。

ただ、第4条に書かれてあります退職手当等組合につきましても、もともになる給与条例の規定に特別職給与条例の規定に基づき算定するというふうな内容になっております。これは私が公約として掲げた2割削減ということから、私の公約の中身に従って定めたものでありますので、特例条例という形でこれを提案するものでございます。

なお、この条例は平成26年1月1日から施行し、平成29年11月8日限りでその効力を失うというふうに定めてございます。よろしくご審議いただきます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 村長にお伺いいたします。

第2条の公約である2割減ということで、63万円から村長の給料が月額50万4,000円にするという、これはご理解いたしました。しかしながら、退職金等の手当を従来の本給に基づいて行うというのはどういうわけでしょうか。少しそれはおかしいのではないのでしょうか。本来そういうものは既存のものではなく、改めて給料の支給額に沿ったもので計算されるものが本来の姿ではないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この給与の特例に関して、私、決めましたのは、一般質問にもございますので、そのときにご説明いたしますけれども、今日、本日資料は持ってきておりません。私が主張しますのは、やはり県下の町村長、40市町村ございます。この県下の40市町村の給与を比較してみて、これは高過ぎるということから、20%の減額をしているものでございます。

じゃあよその他町村のほうは減額した給料、他町村のほうも主に特例でほとんどが決められてございます。これは各市町村のものを確認して、私も確認しました。ところが、特例で定めているということは、本来の今説明申し上げていたように、特例じゃなくて、本来の給与条例があるわけです。退職組合の条例の中では、この給与条例に基づいて退職金を計算するというふうになっておりまして、特例条例では計算しないようになっております。また、ほかの町村長も同じように取り扱いをしていることから、私としては、改正した給料では退職金は支給しないというふうに考えて、平等性ということを考えております。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第75号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第75号は原案のとおり可決されまし

た。

---

日程第11 議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団  
体数の増加及び青森県市町村総合事務組合格約の  
変更について

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第76号青森県市町村総合事務組合を組織する地方  
公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたしま  
す。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第76号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団  
体数の増加及び青森県市町村総合事務組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成26年4月1日から青森県市町村総合事  
務組合に弘前地区消防事務組合を加入させ、青森県市町村総合事務組合格約を次のとお  
り変更するものとする。

提案理由としまして、平成26年4月1日から構成団体として弘前地区消防事務組合を  
加入させることに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及  
び青森県市町村総合事務組合格約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が  
生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を  
要するものである。

次のページをお開きいただきます。

変更点につきましては、別表第1及び別表第2中「五所川原地区消防事務組合」の次  
に、「弘前地区消防事務組合を」を加える。

附則として、この規約は平成26年4月1日から施行する。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第76号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

- 議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 請願第2号 来年4月からの消費税率引き上げの中止を求める意見書に関する請願書

- 議長(木村 修君) 日程第12、請願第2号、来年4月からの消費税率引き上げの中止を求める意見書に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長(木村 修君) 討論ないようですから、討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

- 議長(木村 修君) 起立少数です。よって、請願第2号は不採択することに決定いたしました。

---

日程第13 請願第3号 介護保険制度改革の中止を求める意見書の提出に関する請願書

- 議長(木村 修君) 日程第13、請願第3号、介護保険制度改革の中止を求める意見書の提出に関する請願を議題といたします。

お諮りいたします。



請願第3号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、請願第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

○議長(木村 修君) 起立少数です。よって、請願第3号は不採択することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時25分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員